



2024年2月号

『改正食品関連法規解説 2024』

改正された主な食品関連法規の概要を学ぶ^①

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

<はじめに>

今月は令和5年（2023年）8月3日から11月30日の期間に公布・改正された主な食品関連法規を解説（一部重複および抜粋・省略・加工）します。

166. 「食品衛生法施行規則」が改正（公布日：令和5年8月3日）

【改正の主な背景】

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」第56条が改正され、営業を譲渡する場合の許可営業者の地位の承継についての規定が追加。これに伴い、「食品衛生法施行規則」が改正され、営業の譲渡により許可営業者の地位を承継した者が提出すべき届出書の記載事項等について規定された。

【主な改正の内容】

- 1) 「食品衛生法」第56条の規定に基づき、営業の譲渡により許可営業者の地位を承継した者が都道府県知事等に提出しなければならない届出書の記載事項の規定が追加された。
- 2) 「食品衛生法」第55条第1項の規定による許可を受けようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない申請書について、当該者が事業譲渡により営業を譲り受けた者である場合の規定が削除された。
- 3) 地位の承継等に関する規定の届出営業業者等への準用規定が追加された。

【施行日】 令和5年12月13日（一部改正法の施行日として）

(参考法令)

改正省令の内容等は下記第1及び第2のとおりであるほか、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律

第1 改正省令の趣旨

一部改正法により、旅館業法第3条の2の規定を新設する等の改正が行われ、事業譲渡による事業承継の手続が整備されることに伴い、旅館業法施行規則等において、事業譲渡により旅館業の営業者の地位を承継する者が提出すべき申請書の記載事項等について定めるものであること。また、一部改正法により旅館業法第6条が改正され、宿泊者名簿の記載事項が変更されることに伴い、所要の規定の整理を行うものであること。

第2 改正省令の内容

(1) 略

(2) 食品衛生法施行規則

①一部改正法による改正後の食品衛生法第56条第1項の規定により営業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第2項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届出書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。(食品衛生法施行規則)

②食品衛生法第55条第1項の規定による許可を受けようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により営業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。(食品衛生法施行規則第67条関係)

③地位の承継等に関する規定を届出営業者等について準用することを明確化するものであること。(食品衛生法施行規則第70条の2、第71条関係)

④承継時の届出に関する事項について「許可の番号」に記載を統一する等その他所要の改正を行うものであること。(食品衛生法施行規則第68条、第69条関係)

(3)~(6) 略

167. 酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件が告示

(令和5年8月28日)

【主な改正の内容】

ぶどうを主原料とした果実酒及び甘味果実酒について、保存のために混和することができる物品として、フィチン酸カルシウム及び硫酸銅が新たに追加された。

(参考) 同法令解釈通達の別表1に定める使用目的の細目及び別表2に定める成分規格及び試験方法については、それぞれ下表のとおり定めることとする。

©mizuhodeザインオフィス



長官指定告示物品名	別表1に定める細目	別表2に定める種類
フィチン酸カルシウム	清澄	その他のおり下げ剤
硫酸銅	酒質保全	上記以外の長官指定告示物品

【適用日】 令和5年8月28日

168. 日本農林規格等に関する法律施行規則が改正（令和5年8月30日）

【主な改正の内容】

有機酒類に関する制度が日本の有機 J A S 制度と同等である国として、カナダが定められた。このため、カナダとの有機酒類の同等性承認に基づく輸出入に必要な規定が整備された。

これにより、同等性を活用して、カナダから輸入した有機酒類には「有機」等の表示を、また、カナダに輸出する有機酒類には外国格付の表示を行うことが可能になった。

【施行日】 令和5年8月31日

169. 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」が改正（令和5年9月29日）

【主な改正の内容】

1) 機能性の科学的根拠を説明する資料である研究レビュー（システマティックレビュー）の作成において準拠することとされている PRISMA 声明が更新されたこと（2009年 ⇒ 2020年）に伴い、チェックリスト等が改正された。

※令和7年3月31日の届出まで、PRISMA 声明(2009年)に準拠した資料の提出が可能。

2) 機能性表示食品の届出資料作成に当たってのチェックリスト（別紙様式2）において、届出者の確認欄が追加された。

3) 参照するガイドラインの更新・廃止に伴い、関連規定が改正された。

170. 食品、添加物等の規格基準の一部が改正告示、農薬等の残留基準値の設定等及び清涼飲料水の規格基準の改正（令和5年10月18日）

【主な改正の内容】

1) 食品、添加物等の規格基準の一部を設定または改正する件

(1) 次の農薬等について、食品中の残留基準値が設定

●農薬：アミスルブロム、アメトクトラジン、グルホシネート、シメコナゾール、フルピラジフロム、フルミオキサジン、メタアルデヒド、メフェントリフルコナゾール

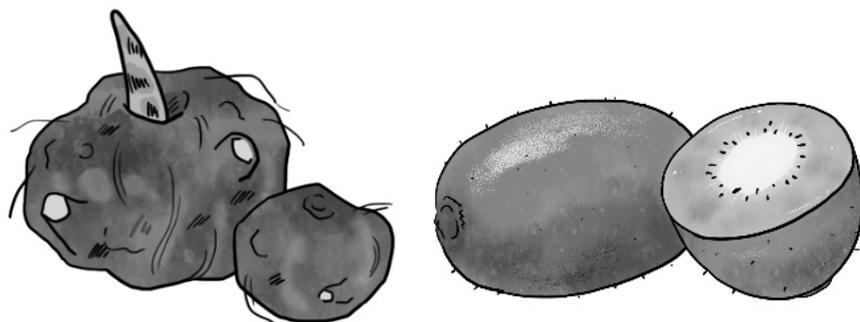
●動物用医薬品：ジクロキサシリン、セフロキシム

●動物用医薬品及び飼料添加物：アンプロリウム

<令和5年10月18日から起算して1年を経過した日から適用する品目>

農薬等	食品
アミスルブロム	さといも類（やつがしらを含む。）、こんにゃくいも及びその他のなす科野菜
アメトクトラジン	しいたけ及びその他のきのこ類

グルホシネート	小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、ブロッコリー、ねぎ（リーキを含む。）、にら、その他のゆり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、その他のうり科野菜、未成熟えんどう、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、日本なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、いちご、ブラックベリー、クランベリー、キウイ、キウイ（果皮を含む。）、ひまわりの種子、なたね、くり及びひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）
シメコナゾール	とうもろこし、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
フルピラジフロン	だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、にんじん、パースニップ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）及びほうれんそう
フルミオキサジン	みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし及びぶどう
メタアルデヒド	はくさい、みかん及びみかん（外果皮を含む。）
メフェントリフルコナゾール	かき



©mizuho.デザインオフィス

(2) カカオ豆の試験を行う場合の分析部位の記載を改正

「第3 運用上の注意」

1 残留基準値関係

(1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm) を適用すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・中略・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(9)① 今回残留基準値を設定する「フルピラジフロン」の規制対象は、農産物にあってはフルピラジフロンのみとし、畜産物にあってはフルピラジフロン及び代謝物 M33【ジフルオロ酢酸】とすること。ただし、代謝物 M33 はフルピラジフロンの濃度に換算すること。なお、改正前の残留の規制対象は、フルピラジフロンであること。

(9)② 今回残留基準値を設定する「カカオ豆」の分析部位は、豆（外皮を含む。）とすること。

【適用日】 告示日の令和5年10月18日から。ただし、一部の食品に係る残留基準値については、告示の日から起算して1年を経過した日から適用。

2) 清涼飲料水の規格基準の改正

【主な改正の概要】

清涼飲料水の規格基準は、告示において定められ、これまで水道法第4条に基づいて定められた水質基準や Codex 委員会等により策定された国際基準との整合性を踏まえ、順次、規格基準の見直しを行ってきた。今般、内閣府食品安全委員会において、清涼飲料水中の鉛について食品健康影響評価が行われたことから、その結果等を踏まえ、清涼飲料水の規格基準を改正。

【主な改正の内容】

清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう）のうち殺菌又は除菌を行わないもの」及び「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の鉛の基準値についてはいずれも次表のとおり改正する。

物質名	改正後	改正前
鉛	0.01mg/l以下であること。	0.05mg/l以下であること。



©mizuhodeザインオフィス

【適用日】告示日の令和5年10月18日から。ただし、経過措置として、告示の日から起算して6月を経過する日以前に製造・輸入された清涼飲料水を加工・使用・調理・保存・販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

171. 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」及び「食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件」が告示
(令和5年11月7日)

【主な改正の内容】

1) 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

(1) 次の農薬について、食品中の残留基準値を改正。

●インピルフルキサム、セトキシジム、ピカルブトラゾクス、ビフェントリン、ピリベンカルブ、フルトラニル

<令和5年11月7日から起算して1年を経過した日から適用する品目>

農薬	食品
インピルフルキサム	てんさい、たまねぎ及びぶどう
セトキシジム	さといも類(やつがしらを含む。)、たまねぎ及びねぎ(リーキを含む。)
ピカルブトラゾクス	レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びメロン類果実(果皮を含む。)
ビフェントリン	大麦、トマト、なつみかんの果実全体、グレープフルーツ、びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)及びいちご
フルトラニル	大豆、こんにゃくいも、キャベツ、トマト、ピーマン、えだまめ、いちご、牛の脂肪、豚の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪



©mizuhoh.デザインオフィス

(2) 添加物「L-システイン塩酸塩」の使用基準の改正

L-システイン塩酸塩の使用に当たっては、調味の目的で使用する場合に限り、パン及び天然果汁以外の食品にも使用できるものとする。

【適用日】告示日の令和5年11月7日から。ただし、一部の食品に係る残留基準値については、告示の日から起算して1年を経過した日から適用する。

2) 対象外物質告示関係（農薬酸化亜鉛を対象外物質に追加）

食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に、「酸化亜鉛」が追加された。

【適用日】告示日の令和 5 年 11 月 7 日から。

172. 「食品表示基準について」が改正（令和 5 年 11 月 7 日）

【主な改正の内容】「L-システイン塩酸塩」の使用基準が改正されたことに伴い、別添 添加物 1-4 において、一括名「調味料（アミノ酸）」を表示できる添加物に、「L-システイン塩酸塩」が追加された。

改正後（新）	
食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）	
（総則関係）～別添 添加物 1－3 （略）	
別添 添加物 1－4	
各一括名の定義及びその添加物の範囲	
1 イーストフード～9 チューインガム軟化剤 （略）	
10 調味料	
（1）定義～（2）一括名（略）	
（3）添加物の範囲 以下の添加物を調味料としての目的で使用する場合	
① アミノ酸	
L-アスパラギン酸ナトリウム	DL-アラニン
L-アルギニンL-グルタミン酸塩	L-イソロイシン
グリシン	グルタミルバリルグリシン
L-グルタミン酸	L-グルタミン酸アンモニウム
L-グルタミン酸ナトリウム	<u>L-システイン塩酸塩</u>
L-テアニン	DL-トリプトファン
L-トリプトファン	DL-トレオニン
L-トレオニン	L-バリン
L-ヒスチジン塩酸塩	L-フェニルアラニン
DL-メチオニン	L-メチオニン
L-リシンL-アスパラギン酸塩	L-リシン塩酸塩
L-リシンL-グルタミン酸塩	
別添 添加物 2－1 の用途欄に「調味料」と記載された添加物（アミノ酸に限る。）	
②～④ （略）	
11 豆腐用凝固剤～14 膨張剤 （略）	
別添 添加物 1－5～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products （略）	

173. 「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」が公布（令和5年11月30日）

【改正の背景】

食品衛生法第52条に基づき、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、一般衛生管理に関する基準及び適正製造管理に関する基準が「食品衛生法施行規則」第66条の5第1項及び第2項に定められている。今般、市場での流通期間が器具又は容器包装の種類によって多様であり、現行の基準が現実的ではない場合があることなどを背景に、施行規則第66条の5第1項及び第2項が改正された。

【主な改正の内容】

1) 一般衛生管理に関する基準の改正（施行規則第66条の5第1項）

- (1) 販売先への情報の提供、及び問題発生時の対応についての規定が追加された。
- (2) 記録の保存については、努力義務とされた。

2) 適正製造管理に関する基準の改正（施行規則第66条の5第2項）

- (1) 法第18条への適合確認の規定が削除された。
- (2) 合成樹脂の原材料を使用した器具又は容器包装の製品設計においては、食品衛生上の危害の発生を防止するために管理が必要な要因を特定することとされた。
- (3) 製造する器具又は容器包装については、使用方法その他食品衛生上の危害の発生の防止のために販売先に伝える必要がある情報を管理することとされた。
- (4) 記録の保存について、義務規定として追加された。

【施行日】令和7年6月1日

つづく

参考文献：厚生労働省、農林水産省、消費者庁、国税庁、中央法規（株）

イラスト：mizuhō.デザインオフィス（イラストは転載禁止）